

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3200号から第3204号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 ^{まつむら}松村 ^{まさお}雅生）は、本日、次の5件の答申を行いました。

答申第3200号及び第3201号では、横浜市会議長が行った不開示決定は妥当であると判断しています。

答申第3202号では、横浜市長が行った保有個人情報一部開示決定は妥当であると判断しています。

答申第3203号では、横浜市教育委員会が行った保有個人情報一部開示決定は妥当であると判断しています。

答申第3204号では、横浜市教育委員会が行った保有個人情報一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「横浜市コールセンター（664-2525、671-2121）業務を委託する契約（現在の委託先）についての書面の全て」の不開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3200号】
- (2) 「横浜市敬老パス問合せダイヤル（0120-206-160）に係る業務委託契約に係る文書の全て」の不開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3201号】
- (3) 「令和5年6月期勤勉手当成績率区分 勤勉手当区分「C」の理由書」の保有個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3202号】
- (4) 「令和5年6月期勤勉手当成績率区分 勤勉手当区分「C」の理由書」の保有個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3203号】
- (5) 「① 令和5年6月期勤勉手当の成績決定と成績通知に係る起案用紙全て（業務実績評価の提出について）（令和4年度 教職第511号）② 令和5年6月期勤勉手当の成績決定と成績通知に係る資料全て（令和5年6月期 勤勉手当における業務実績評価の本人への通知について）」の保有個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3204号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3200	令和5年4月17日	令和5年4月26日	令和5年5月11日	令和5年6月6日	個人	市会議長
3201	令和5年9月1日	令和5年9月13日	令和5年9月15日	令和5年10月10日	個人	市会議長
3202	令和5年6月30日	令和5年7月21日	令和5年9月27日	令和5年10月18日	個人	市長
3203	令和5年6月30日	令和5年7月27日	令和5年9月27日	令和5年10月25日	個人	教育委員会
3204	令和5年6月30日	令和5年8月1日	令和5年9月27日	令和5年10月27日	個人	教育委員会

3 対象行政文書（対象保有個人情報）、原処分決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書 (対象保有個人情報)	原処分決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3200	「横浜市コールセンター（664-2525、671-2121）業務を委託する契約（現在の委託先）についての書面の全て」（以下「本件審査請求文書」という。）	不開示	原処分妥当
		不存在 （当該開示請求に係る要件に合致した委託契約を締結しておらず、当該開示請求に係る行政文書は保有していないため）	
3201	「横浜市敬老パス問合せダイヤル（0120-206-160）に係る業務委託契約に係る文書の全て」（以下「本件審査請求文書」という。）	不開示	原処分妥当
		不存在 （当該開示請求に係る要件に合致した委託契約を締結しておらず、当該開示請求に係る行政文書は保有していないため）	
3202	「令和5年6月期勤勉手当成績率区分 勤勉手当区分「C」の理由書」（以下「本件保有個人情報」という。）	保有個人情報一部開示 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第78条第1項第7号へに該当 <ul style="list-style-type: none"> ・各評価における評価割合及び人数 （評価割合及び人数を開示することにより、該当者が特定されるおそれがあり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため） ・評価項目及び評価の具体的な事例 （評価項目及び評価の具体的な事例を開示すると、請求者のみが人事上有益な情報を得ることにつながり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため） ・本人開示請求者の評価内容 （評価内容は被評価者の心情等に配慮しない評価者の率直な評価であり、評価内容が開示されると、評価者が率直で適切な評価を行えなくなるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため） 	原処分妥当

答申 番号	対象行政文書 (対象保有個人情報)	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
3203	「令和5年6月期勤勉手当成績率区分勤勉手当区分「C」の理由書」(以下「本件保有個人情報」という。)	保有個人情報一部開示 法第78条第1項第7号に該当 ・ 本人開示請求者の評価内容 (本人の評価内容を開示することにより、本人のみが人事上有益な情報を得ることにつながり、公正な人事管理に支障が生じるため)	原処分妥当
3204	「① 令和5年6月期勤勉手当の成績決定と成績通知に係る起案用紙全て(業務実績評価の提出について)(令和4年度 教職第511号) ② 令和5年6月期勤勉手当の成績決定と成績通知に係る資料全て(令和5年6月期 勤勉手当における業務実績評価の本人への通知について)」(以下「本件保有個人情報」という。)	保有個人情報一部開示 法第78条第1項第7号へに該当 ・ 各評価における評価割合及び人数 (評価割合及び人数を開示することにより、該当者が特定されるおそれがあり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため) ・ 本人開示請求者の評価内容 (本人の評価内容を開示することにより、本人のみが人事上有益な情報を得ることにつながり、公正な人事管理に支障が生じるため)	開示範囲を拡大すべき

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
3200	<p>《契約に係る事務について》</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。)第149条第2号及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第9条第8号の規定により、普通地方公共団体の契約は、地方公共団体の長又は地方公営企業の管理者が締結する。横浜市では、市長による契約の締結に関する事務は、横浜市契約事務委任規則(平成11年4月横浜市規則第37号)により、契約の種類や金額等に応じ、副市長、局長等に委任されている。</p> <p>また、地自法第96条第1項第5号では、条例で定める重要な契約については、その締結に当たり、議会の議決が必要とされている。横浜市では、横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例(昭和39年3月横浜市条例第5号)第2条において、予定価格6億円以上の工事又は製造の請負の契約について、横浜市会の議決が必要とされている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、開示請求時の横浜市コールセンター運営に係る業務委託契約(以下「本件契約」という。)について、実施機関が保有する全ての行政文書である。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在について》</p> <p>ア 実施機関は、本件審査請求文書を作成も取得もしておらず、保有していないと主張しているため、当審査会が実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 本件契約は、横浜市契約事務委任規則により委任された市民局長が締結しており、実施機関では締結していない。</p> <p>(イ) 審査請求人は、横浜市会の承認を必要とする案件であれば、議事録が存在する旨を主張する。しかし、本件契約は委託契約であって、工事又は製造の請負の契約ではな</p>

答申 番号	判断の要旨
	<p>いことから、その締結に当たり、地自法第96条第1項第5号に基づく議決は不要である。そのため、本件契約の締結について、横浜市会において審議を行ったことはない。</p> <p>(ウ) さらに、実施機関では、本件契約について資料の提供を受けたこともない。</p> <p>(エ) したがって、実施機関は、本件審査請求文書を作成も取得もしておらず、保有していない。</p> <p>イ 上記アの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、他に本件審査請求文書の存在を推認させる事情も認められない。</p>
3201	<p>《契約に係る事務について》</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。）第149条第2号及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第9条第8号の規定により、普通地方公共団体の契約は、地方公共団体の長又は地方公営企業の管理者が締結する。横浜市では、市長による契約の締結に関する事務は、横浜市契約事務委任規則（平成11年4月横浜市規則第37号）により、契約の種類や金額等に応じ、副市長、局長等に委任されている。</p> <p>また、地自法第96条第1項第5号では、条例で定める重要な契約については、その締結に当たり、議会の議決が必要とされている。横浜市では、横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年3月横浜市条例第5号）第2条において、予定価格6億円以上の工事又は製造の請負の契約について、横浜市会の議決が必要とされている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、横浜市敬老パス問合せダイヤルに係る業務委託契約（以下「本件契約」という。）について、実施機関が保有する全ての行政文書である。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在について》</p> <p>ア 実施機関は、本件審査請求文書を作成も取得もしておらず、保有していないと主張しているため、当審査会が実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 本件契約は、横浜市契約事務委任規則により委任された健康福祉局長が締結しており、実施機関では締結していない。</p> <p>(イ) 審査請求人は、横浜市会の承認を必要とする案件であれば、議事録が存在する旨を主張する。しかし、本件契約は委託契約であって、工事又は製造の請負の契約ではないことから、その締結に当たり、地自法第96条第1項第5号に基づく議決は不要である。そのため、本件契約の締結について、横浜市会において審議を行ったことはない。</p> <p>(ウ) さらに、実施機関では、本件契約について資料の提供を受けたこともない。</p> <p>(エ) したがって、実施機関は、本件審査請求文書を作成も取得もしておらず、保有していない。</p> <p>イ 上記アの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、他に本件審査請求文書の存在を推認させる事情も認められない。</p>
3202	<p>《一般職員の勤勉手当における業務実績評価に係る事務について》</p> <p>横浜市では、勤勉手当の支給に当たり、職員の成績率区分を決定している。成績率区分は、対象となる職員の日常の業務遂行を通じて評価者が把握した業績に応じ、顕著な業績を上げた場合はA、十分な業績を上げた場合はB、十分な業績を上げなかった場合はCである。</p> <p>評価者は、該当の職員の成績率区分がA又はCであると判断した場合には、「勤勉手当成績率区分勤勉手当区分「A（又はC）」の理由書」（以下「理由書」という。）を作成し、区局人事担当課に提出する。</p> <p>区局人事担当課で取りまとめた理由書は総務局人事課に提出され、同課において、最終的な成績率区分が決定される。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、人事課に提出された審査請求人に係る令和5年度6月期の理由書であり、その氏名、審査請求人への評価の内容、記入者及び確認者の補職及び氏名等が記載さ</p>

答申 番号	判断の要旨
3202	<p>れている。</p> <p>実施機関は、このうち、審査請求人への評価の内容を法第78条第1項第7号へに該当するとして不開示としているため、当審査会は、本件保有個人情報を見分した上で、以下検討する。</p> <p>《法第78条第1項第7号の該当性について》</p> <p>審査請求人への評価の内容には、審査請求人の成績率区分の判断に当たっての具体的な事情やこれに関する評価者の率直な意見が記載されている。これらの情報は、開示することにより、評価者が被評価者に開示されることを意識して当たり障りのない評価を記載する等により、公正かつ円滑な人事管理に支障が生じるおそれがあるものと認められるため、本号へに該当する。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p>
3203	<p>《一般職員の勤勉手当における業務実績評価に係る事務について》</p> <p>横浜市では、勤勉手当の支給に当たり、職員の成績率区分を決定している。成績率区分は、対象となる職員の日常の業務遂行を通じて評価者が把握した業績に応じ、顕著な業績を上げた場合はA、十分な業績を上げた場合はB、十分な業績を上げなかった場合はCである。</p> <p>評価者は、該当の職員の成績率区分がA又はCであると判断した場合には、「勤勉手当成績率区分勤勉手当区分「A（又はC）」の理由書」（以下「理由書」という。）を作成し、区局人事担当課に提出する。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、評価者が作成した審査請求人に係る令和5年度6月期の理由書であり、その氏名、審査請求人への評価の内容、記入者及び確認者の補職及び氏名等が記載されている。</p> <p>実施機関は、このうち、審査請求人への評価の内容を法第78条第1項第7号に該当するとして不開示としているため、当審査会は、本件保有個人情報を見分した上で、以下検討する。</p> <p>《法第78条第1項第7号の該当性について》</p> <p>審査請求人への評価の内容には、審査請求人の成績率区分の判断に当たっての具体的な事情やこれに関する評価者の率直な意見が記載されている。これらの情報は、開示することにより、評価者が被評価者に開示されることを意識して当たり障りのない評価を記載する等により、公正かつ円滑な人事管理に支障が生じるおそれがあるものと認められるため、本号へに該当する。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p>
3204	<p>《一般職員の勤勉手当における業務実績評価に係る事務について》</p> <p>横浜市では、勤勉手当の支給に当たり、職員の成績率区分を決定している。成績率区分は、対象となる職員の日常の業務遂行を通じて評価者が把握した業績に応じ、顕著な業績を上げた場合はA、十分な業績を上げた場合はB、十分な業績を上げなかった場合はCである。</p> <p>評価者は、該当の職員の成績率区分がA又はCであると判断した場合には、「勤勉手当成績率区分勤勉手当区分「A（又はC）」の理由書」（以下「理由書」という。）を作成し、区局人事担当課に提出する。教育委員会事務局の人事担当課は、職員課である。</p> <p>職員課で取りまとめた理由書は総務局人事課に提出され、同課において、最終的な成績率区分が決定される。また、職員課では、成績率区分がA又はCと決定された職員に対し、直属の上司から成績率区分を直接通知するように、教育委員会事務局の各課に依頼している。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>ア 本件保有個人情報は、職員課が作成した「業務実績評価の提出について」（令和4年度教職第511号）及び「令和5年6月期 勤勉手当における業務実績評価の本人への通知について」の2件の起案文書である。</p>

答申 番号	判断の要旨
3204	<p>イ 「業務実績評価の提出について」は、総務局人事課に評価を提出するため職員課で作成された起案文書であり、起案用紙及びこれに添付された勤勉手当成績率総括表（一般職員）、勤勉手当成績率一覧、審査請求人に係る理由書等から成る。勤勉手当成績率総括表（一般職員）は教育委員会事務局の成績率区分に係る人数をまとめた表であり、実施機関は、同局の勤勉手当の評価対象となる総職員数並びに成績率区分ごとの職員数及び総職員数に対するその割合を不開示としている。勤勉手当成績率一覧は全職員の成績率区分を一覧とした表であり、実施機関は、同局の総職員数を不開示としている。理由書には、審査請求人の氏名、審査請求人への評価の内容、記入者及び確認者の補職及び氏名等が記載されており、実施機関は、審査請求人への評価の内容を不開示としている。</p> <p>ウ 「令和5年6月期 勤勉手当における業務実績評価の本人への通知について」は、成績率区分がA又はCとなった職員に対し、直属の上司から成績率区分を直接通知するよう依頼するため職員課で作成された起案文書であり、起案用紙、依頼文案、勤勉手当成績率一覧及び審査請求人に係る理由書から成る。理由書には、番号、審査請求人の氏名、審査請求人への評価の内容、記入者及び確認者の補職及び氏名等が記載されており、実施機関は、番号及び審査請求人への評価の内容を不開示としている。</p> <p>エ 審査請求書の記載から、審査請求人は、実施機関が不開示とした部分のうち、上記イの理由書における審査請求人への評価の内容と、上記ウの理由書における番号及び審査請求人への評価の内容の開示を求めていると解されるため、当審査会は、本件保有個人情報を見分した上で、これらの部分の法第78条第1項第7号へ該当性について、以下検討する。</p> <p>《法第78条第1項第7号の該当性について》</p> <p>ア 理由書に記載された番号は、実施機関の説明によれば、直属の上司から該当の職員に対して成績率区分を直接通知するよう依頼するに当たり、職員課が整理のため付番した番号のうち、審査請求人のものとのことであった。</p> <p>このような説明に不自然な点はなく、そうであるとすれば、当該数字は、審査請求人以外の個人を特定されたり、成績率区分Aの対象者数を制限した所属等に伝わって評価制度や人事管理に係る不満を生じさせたりする蓋然性があるものとはいえず、開示することにより、勤勉手当における業務実績評価に係る事務や公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められないため、本号柱書及びへに該当しない。</p> <p>イ 審査請求人への評価の内容には、審査請求人の成績率区分の判断に当たっての具体的な事情やこれに関する評価者の率直な意見が記載されている。これらの情報は、開示することにより、評価者が被評価者に開示されることを意識して当たり障りのない評価を記載する等により、公正かつ円滑な人事管理に支障が生じるおそれがあるものと認められるため、本号へに該当する。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

5 法令（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）

（開示請求に対する決定等）

第10条（第1項省略）

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

（保有個人情報の開示義務）

第78条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報・・・のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

（第1号から第6号まで省略）

(7) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

（イからホまで省略）

へ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

（ト省略）

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881